

中小企業金融の再生に向けた取組み

2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		企業業務部は引続き指定債権先の健全債権化及び不良債権化防止に努めるとともに一般債権の大口与信先についても同様に管理する体制とする。審査部は10億円以下の一般債権先について、健全債権化及び不良債権化防止に努めるため、地区駐在の案件審査担当者が直接企業訪問し、経営改善に取組みする体制を検討する。
スケジュール	15年度	上期に対象先から更に絞込みを行い、下期より本部担当者が直接対象先を訪問し、経営改善計画の策定指導や計画の進捗管理を行っていく。また、営業店による定期的な進捗状況報告を義務付ける。
	16年度	15年下期同様の活動を展開の上、ランクアップを図っていく
備考 (計画の詳細)		現行の一般債権の中の要注意先・破綻懸念先500百円以上の与信について、事業の再生見込み等を個別に検討した上で経営改善支援取組み対象先と位置付けし、審査部・企業業務部で取組みを強化していく。10億円以上の先については、企業業務部が指定債権と同様に経営改善支援に取組みし、5億円以上10億円未満の先については審査部が取組みを行っていく。また、不良化防止にあたっては、個別案件での対応あるいは自己査定時の支店ヒアリングの実施により、早期の現況把握に努め、早期対応を行っていく。
進捗状況		
(1)経営改善支援に関する体制整備の状況 (経営改善支援の担当部署を含む) 15年4月～16年3月		企業業務部・・・3名増員。担当地区を3分割、各地区2名体制とし経営改善支援体制を強化した。審査部・・・巡回決済制度導入。巡回決裁者3名、地区駐在審査担当者5人(6地区)を設置し、直接企業訪問も行うことにより健全債権化及び不良債権防止並びに経営改善支援を強化する体制を確立した。
15年10月～16年3月		企業業務部・・・3地区×2名体制は完全に定着。取引先への直接訪問による債務者の現状把握、経営改善計画策定支援等について組織的対応力を発揮した。審査部・・・巡回決裁制度導入。巡回決裁者3名、地区駐在審査担当者5人(6地区)を設置し、直接企業訪問も行うことにより健全債権化及び不良債権防止並びに経営改善支援を強化する体制を確立し定着化した。

	(2) 経営改善支援の取組み状況 (注) 15年 4月 ~ 16年 3月	15年上期は上記体制の強化 整備立案を実施。15年下期より新体制をスタートさせ経営改善取組み対象先を絞り込んだ。 経営改善取組み候補先数 企業業務部 指定債権 125先 要注意 破綻懸念先10億円以上 11先 審査部 要注意5億円以上10億円未満 11先 合計 147先
	15年 10月 ~ 16年 3月	上記対象先の結果ランクアップ先 14先 内15/10 ~ 16/3月 8先

(注)下記の項目を含む

経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。

・同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。

・こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。

・こうした取組みを進め成果を上げていくための課題は何か (借手の中小企業サイトの課題を含む)